平成２１年（フ）第９８０号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番11―1042号
債務者　絹川　祐康
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第９８１号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番11―1042号
債務者　絹川まり子
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１１４９号
兵庫県尼崎市塚口本町７丁目７番20号サリュー塚口302号、前住所兵庫県尼崎市塚口本町１丁目15番13号
債務者　中村　年雄
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第３５８号
鳥取県鳥取市東大路129番地
債務者　秋口奈津子
1　決定年月日時　平成22年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３６１号
鳥取県鳥取市三山口310番地１
債務者　田中　好江
1　決定年月日時　平成22年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３６２号
鳥取県鳥取市三山口310番地１
債務者　田中　彰人
1　決定年月日時　平成22年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６号
鳥取県鳥取市福部町海士388番地22
債務者　西村　達男
1　決定年月日時　平成22年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２８７号
鳥取県境港市上道町3381番地
債務者　大濱　克己
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第２８８号
鳥取県境港市上道町3381番地
債務者　大濱由美子
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第１０号
鳥取県米子市東福原２丁目15番48号
債務者　細田　徳彦
1　決定年月日時　平成22年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第４０５号
山口県下関市清末鞍馬２丁目１番25号　レオパレスＨＩＲＯ清末111号、前住所山口県下関市豊浦町大字涌田後地639番地
債務者　諏訪　　靖
1　決定年月日時　平成22年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第４５３号
山口県下関市彦島角倉町３丁目14番１―104号　県営住宅第２角倉団地
債務者　角　美佐江
1　決定年月日時　平成22年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第４６４号
山口県下関市川中本町17番14号
債務者　宮本　信子
1　決定年月日時　平成22年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第４６６号
山口県下関市後田町３丁目２番32号　倉本貴久子方、前住所山口県下関市伊倉町２丁目９番10号
債務者　柳澤小夜子
1　決定年月日時　平成22年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第２４号
愛媛県松山市安城寺町327番地
債務者　上田　京子
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第１８１号
福岡県飯塚市大日寺532番地２　ロイヤルハイツ101号、前住所福岡県飯塚市西町４番53号
債務者　井上　裕稔
1　決定年月日時　平成22年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第１８２号
福岡県田川市大字伊田2739番地、前住所福岡県飯塚市大日寺532番地２　ロイヤルハイツ101号
債務者　松下　美紀（旧姓福住）
1　決定年月日時　平成22年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部